

2023年4月

先端数理科学研究科現象数理学専攻
博士後期課程生 各位

大学院先端数理科学研究科

博士学位請求論文提出時における研究不正防止に
係る手続きについて

先端数理科学研究科現象数理学専攻では、2023年度以降入学者の博士学位請求において、下記の通り研究不正防止に係る手続きを行うこととするのでお知らせします。

記

- 1 博士学位請求論文等において捏造・改ざん・剽窃等の研究不正がないことを確認する「博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書」を提出すること。
- 2 学位請求者は、学位請求論文に対し、研究科が指定する剽窃チェックツール（詳細は指導教員へ確認すること）による剽窃チェックを指導教員に依頼し、学位請求者及び指導教員は、剽窃チェックの結果が適切であることを確認すること。なお、剽窃チェックの結果は、学位請求者は保管し、審査委員会又は研究科から求めがあった場合は、剽窃チェックの結果を速やかに提出すること。審査委員会より、業績書へ記載した学術論文についての剽窃チェックの依頼があった場合は、その結果を提出すること。
- 3 審査委員会を経て、博士学位請求論文を修正する場合は、修正版の博士学位請求論文に対して、同様に剽窃チェックを行い、修正版の博士学位請求論文及び「博士学位請求論文等の研究不正防止に係る届出書」を提出すること。

以上